

令和4年4月1日

## 真境名事務所通信（令和4-1）

### 入札参加定期受付までの今後の留意点について

沖縄市高原6丁目20番1号  
行政書士真境名健二事務所  
TEL 930-3633

今年に入札参加の定期受付がある年ですので、年度報告や経審の手続きをかなり急ぎます。

また、受付方法が昨年変わりましたので下記の点にご留意頂き、スムーズな申請が出来るようにご協力をお願い致します。

① 年度報告の時に業種ごとに上位3件の契約書等を提出します。 契約書等というのは次の書類を指します。

：元請けの場合⇒請負契約書があればOK

：下請の場合⇒注文書と注文請書のセットであればOK

：注文書か注文請書しかない場合、または請求書しかない場合⇒入金を確認できる預金通帳の写しが必要

審査の段階で、業種が入れ替わったり上位3件が入れ替わったりすることがありますので、契約書はこれまで通りすべてお預けくださいますよう、お願い致します。

② 最低報酬月額改訂について

沖縄県では最低賃金が820円に改訂されております。これを最低賃金月額に当てはめると、

$820 \text{円} \times 40 \text{時間} \times 52 \text{週} \div 12 \text{月} = 142,133 \text{円}$  ⇒これが当てはまる標準報酬月額は、「**142,000円**」となります。

この基準はR3年10月以降に決算日を迎える会社から適用されます。  
今年の3月から5月の給与月額を元に、社会保険算定基礎届を提出しますが、142,000円を確実に超えるように出しておいて下さい。

なお、技術者兼取締役の場合は最低賃金の規定は適用されません。

建設業経理事務士については、時給換算で最低時給を下回っていないければOKです。例えばパートで社会保険に入っていて142,000円を下回っている場合でも、出勤簿等で勤務時間を確認し、最低賃金時間給820円を上回っていればOKです。

③ 新しい加点項目について

新しい加点項目に CPD（継続学習）と建設キャリアアップ(CCUS)が加わっています。

CPD を受けた技術者がいれば、決算期と同じ期間の証明書を必ず取って下さい。

建設キャリアアップについては、CCUS カードのカラーコピーをご用意下さい。現在は技術者のみが対象になっていますが、次回の改正では企業としての CCUS の導入状況が加点対象になるようです。

真境名事務所では CCUS 登録のサポートも行っておりますのでご相談下さい。

- ④ 法定外労災・中小企業退職金共済・防災協定等はそれぞれ P 点に 22.5 点の加点がありますので、決算日時点で切れ目のないように確実に契約を続けて下さい。
- ⑤ 建設機械は 1 台目の加点が大きいため、中古車でも出来るだけ 1 台は欲しいところです。
- ⑥ 暴力団の「不当要求防止責任者講習」を受けた人がいると 2 点の加点がありますが、**有効期間は 3 年間**ですので、入札参加時点で有効期間に切れ目がないように受けておいてください。詳細や日程は「暴力団追放沖縄県民会議」の HP で確認して下さい。